

千葉市価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税)申請書(請求書)の記入について

赤枠線内にボールペンで記入してください。

① 世帯主

誓約・同意事項 私は、うら面の①～⑦を確認し、同意の上、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり10万円)を申請(請求)します。

記入日 令和6年2月19日

(フリガナ) 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印	生年月日	現住所
チバ イチロウ 千葉 一郎	明治・大正・昭和・平成・令和 54年2月18日	千葉市中央区千葉港1-1 電話 043 (XXX) XXXX

② 世帯の状況 同上の場合にはチェックしてください。

(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所	令和5年度住民税課税状況
1 (世帯主に同じ)	本人		千葉県市原市国分寺中央1-1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2 チバ ハナコ 千葉 花子	妻	明・大正・昭和・平成・令和 56年1月20日	千葉県市原市四街道市鹿渡無番地	<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3 チバ ジロウ 千葉 次郎	子	明・大正・昭和・平成・令和 20年4月12日		<input checked="" type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

③ 受取口座(原則、世帯主の口座とします。) 世帯主の現住所と異なる場合は記入してください。

(1) 公金受取口座(マイナポータル等から登録した口座)を利用 ※口座確認書類の添付は不要です。

※千葉市で公金受取口座の情報を取得できない場合は、口座確認書類を追加で提出していただくことがあります。

(2) 上記以外の口座を利用 ※以下の記入欄への記入と、口座確認書類の添付が必要です。


金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)		支店名	
○○	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	△△	本・支店 本・支所 出張所
支店コード	分類	口座番号(右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
▲▲▲	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	チバ イチロウ 千葉 一郎
ゆうちょ銀行	通帳記号(6桁目がある場合は、※欄にご記入ください)	通帳番号(右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左 上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入してください。	1	0 ※	

(2)を選択された方は、どちらか一方をご記入ください。

【代理による受給(申請書の提出)】 代理による受給(申請書の提出)が行えるのは、次のいずれかの方のみとなります。

代理人の範囲(受給及び申請書の提出を委任できる方)	代理人の確認方法	必要書類
① 住民基本台帳上の…基準日(令和5年12月1日)時点で支給対象同一世帯に属する方 対象者と同じ住民票に記載されている方	・「④代理人(委任状)」欄にご記入ください。	・代理人の本人確認書類
② 法定代理人……………親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人	・「④代理人(委任状)」欄にご記入ください。 ・代理権が確認できる書類をご提出ください。	・代理人の本人確認書類 ・代理権が確認できる書類 (例) 戸籍全部事項証明書、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類
③ 上記以外……………親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りを世話している方等で千葉市長が特に認める方	・「④代理人(委任状)」欄にご記入ください。 ・千葉市価格高騰重点支援給付金コールセンターにご相談ください。追加書類の提出が必要になる場合があります。	・代理人の本人確認書類 ・申出書等 ※コールセンターにご相談ください。

お問い合わせは…フリーダイヤル **0120-592-028** 【問い合わせ時間】
平日9:00~17:00
メール: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp
FAX: 043-245-5541
※祝休日を除く



千葉市価格高騰重点支援給付金コールセンター

様式第2号

千葉市価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税)申請書(請求書)

(あて先) 千葉市長 赤枠線内にボールペンで記入してください。

返送期限
令和6年5月31日(金)
消印有効

① 世帯主

誓約・同意事項 私は、うら面の①～⑦を確認し、同意の上、千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり10万円)を申請(請求)します。

記入日 令和6年 月 日

(フリガナ) 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

② 世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯全員について記入してください。

○令和5年1月1日時点で千葉市以外の市区町村にお住まいだった方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度住民税(非)課税証明書を必ず添付してください(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)。※住民税(非)課税証明書の添付がない場合は、原則として、この給付金を支給することが出来ません。

(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所	令和5年度住民税課税状況
1 (世帯主に同じ)	本人			<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2		明・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3		明・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4		明・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5		明・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

※世帯員欄が足りない場合、申請書をもう一通お取寄せいただくか、コピーするなどしてご記入ください。

③ 受取口座(原則、世帯主の口座とします。) 下記の(1)または(2)のいずれかを選び、チェックしてください。 ※(1)(2)とも本人確認書類の添付が必要です。

(1) 公金受取口座(マイナポータル等から登録した口座)を利用 ※口座確認書類の添付は不要です。

※千葉市で公金受取口座の情報を取得できない場合は、口座確認書類を追加で提出していただくことがあります。

(2) 上記以外の口座を利用 ※以下の記入欄への記入と、口座確認書類の添付が必要です。

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)		支店名	
	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連		本・支店 本・支所 出張所
支店コード	分類	口座番号(右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号(6桁目がある場合は、※欄にご記入ください)	通帳番号(右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左 上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入してください。	1	0 ※	

※記入誤りがないか再度ご確認ください。記入誤りがあると、給付が遅れることがあります。
※公金受取口座への振込を希望しチェックを入れた場合は、(2)の金融機関情報についての記載は必要ありませんが、記載があった場合には(2)金融機関情報への振込を優先します。

④ 代理人(委任状) ※世帯主以外の方が給付金を受給(申請書を提出)する場合は、うら面の誓約・同意事項の内容をご確認のうえ、以下の委任状に記入してください。 ※以下の委任状に記入があり、かつ③受取口座で(1)公金受取口座を選択された場合は、原則代理人の公金受取口座に振込みます。

代理人住所 (〒 -)	記入日	令和 6 年 月 日
フリガナ	代理人電話番号	
代理人氏名	ご関係	
上記の者を代理人と認め、千葉市価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税)の申請、請求及び受給に関する一切のことを委任します。		世帯主(本人)の署名または記名押印

※法定代理人の場合は署名不要

代理人の本人確認書類と代理関係のわかる書類のコピーが必要です。(代理関係がわかる書類は法定代理人の場合のみ)

キリトリ線



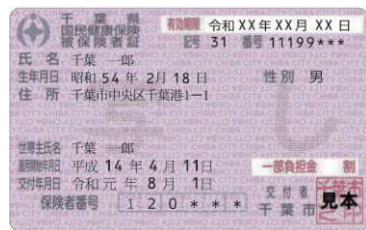
【返送方法】

① 申請書に必要事項を記入します。

※ボールペンで記入してください。記入例は申請書おもて面にあります。
申請書に必要事項を記入し、②必要書類をご準備ください。

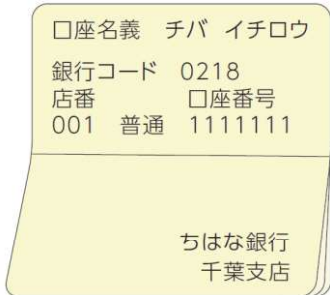
② 必要書類のコピーを準備します。

・世帯主(本人)の本人確認書類(コピー) ※有効期限内のものをご提示ください。



(国民健康保険証)

・振込先金融機関口座がわかる通帳等のコピー ※公金受取口座を利用する場合は不要です。



・「令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和5年度住民税(非)課税証明書の写し(コピー)」
※令和5年1月1日時点で千葉市以外の市区町村にお住まいだった方全員の分

・代理人の本人確認書類(代理受給の場合のみ)

③ 申請書を提出します。

返信用封筒に、申請書と本人確認書類・口座確認書類等のコピーを同封の上、提出してください。
申請書の内容や本人確認書類等に不備があった場合は、不備内容解消後に振込となりますのでご注意ください。

支給が完了しましたら、郵便で支給完了通知書をお送りします。

多くの方へ一斉に支給を行うため、返送から支給までにお時間を頂戴しております。
ご理解頂きますようお願いいたします。

※振込日等、個別のお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

申請書の提出期限までに提出が行われなかった場合、支給できません。
申請書等の不備または指定された金融機関口座が振込不能になった場合は、
記載内容の確認を求める書類を送付しますので速やかにご返送ください。

【支給日】

【ご注意】

※住民税(非)課税証明書等の入手方法がわからない方や、どうしても口座による受給ができない方は、
コールセンターにご相談ください。

誓約・同意事項

- ①世帯の中に、住民税所得割が課税されている者及び住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。また、住民税が課されている方の扶養を受けている者、地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者のみからなる世帯ではありません。
※住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、ご自身で両親や子ども等、ご家族に確認してください。
- ②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地等での給付金の受給の有無のほか、千葉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
※千葉市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をしてください。
- ③世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者はいません。
- ④この申請書は、千葉市において支給を決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤千葉市が申請書を受理した後、申請書等の不備が判明し、千葉市が不備の解消に努めたが補正されず、令和6年7月31日(水)までに支払を完了できない場合、給付金は支給されません。
- ⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合、その他事由に関わらず、千葉市が返還請求を実施した場合は、給付金を返還します。
※意図的に虚偽の申請をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ⑦既に千葉市価格高騰重点支援給付金(7万円または10万円)を受給した世帯ではありません。また、他の市区町村で7万円または10万円を目安とした同趣旨の給付金を受給した世帯ではありません。受給していた場合には、千葉市価格高騰重点支援給付金を返還します。

必ず以下の「誓約・同意事項」に同意のうえ確認書を返送してください。

誓約・同意事項

- ①世帯の中に、住民税所得割が課税されている者及び住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。また、住民税が課されている方の扶養を受けている者、地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者のみからなる世帯ではありません。
※住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、ご自身で両親や子ども等、ご家族に確認してください。
- ②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地等での給付金の受給の有無のほか、千葉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
※千葉市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をしてください。
- ③世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者はいません。
- ④この申請書は、千葉市において支給を決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤千葉市が申請書を受理した後、申請書等の不備が判明し、千葉市が不備の解消に努めたが補正されず、令和6年7月31日(水)までに支払を完了できない場合、給付金は支給されません。
- ⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合、その他事由に関わらず、千葉市が返還請求を実施した場合は、給付金を返還します。
※意図的に虚偽の申請をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ⑦既に千葉市価格高騰重点支援給付金(7万円または10万円)を受給した世帯ではありません。また、他の市区町村で7万円または10万円を目安とした同趣旨の給付金を受給した世帯ではありません。受給していた場合には、千葉市価格高騰重点支援給付金を返還します。

提出前に、ご確認ください!!

記入する

- 誓約・同意事項に同意の上、世帯主(本人または代理人)による署名または記名押印
- 世帯の状況を記入
- 受取口座を選択
※公金受取口座以外を利用の場合のみ金融機関名等記入

同封する

- 「千葉市価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税)申請書」(本書)
 - 「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)」
※公金受取口座を利用する場合でも、世帯主(本人)の本人確認書類が必要です。
※代理受給の場合でも、世帯主(本人)の本人確認書類が必要です。
 - 「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」
- 【該当者:令和5年1月1日時点で千葉市以外の市区町村にお住まいだった方】
- 「令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和5年度住民税(非)課税証明書」の写し(コピー)」
※令和5年1月1日時点で千葉市以外にお住まいだった方全員の分
- 【該当者:代理受給をされる方】
- 代理人の本人確認書類および代理関係がわかる書類(コピー)を返信用封筒に同封
※代理関係がわかる書類は法定代理人の場合のみ

お問い合わせは…フリーダイヤル **0120-592-028**

耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。
メール: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp
FAX: 043-245-5541

【問い合わせ時間】

平日9:00~17:00

※祝休日を除く



千葉市価格高騰重点支援給付金コールセンター